

者爲致候儀ハ勿論、娘妹等有之候共、其家ニ而壹人を限り可申、尤身賣ニ紛敷儀ハ堅爲致間敷旨、先年より觸置候趣も有之、猶又近頃心得違いたし、如何之及所業候者有之、杯専ら風説致候得共、右者全風聞迄之儀と相聞候間、先此度ハ令宥免不及吟味ニも候得共、彌右體之儀有之候而ハ、以之外不埒之事ニ付、此上とも前書觸面之趣、無違失急度相守、全親族之爲歟、或ハ困窮ニ迫り無據筋ニ而、藝一通稼候分之外、抱主杯と唱、多人數女共抱置、賣女ニ紛敷所業ハ勿論、猥成儀決而爲致申間敷候、若不取用者モ有之ニおゐてハ、召捕吟味之上、嚴重之咎可申付候條、此旨能々相心得、町役人共儀も無油斷心付候様可致候、右之通、町中不洩様可觸知もの也、

八月

〔三養雜記〕女藝者

吉原の女藝者といふものは、寶曆のころ、扇屋の歌扇といふものにはじまれり、その初は歌扇ひとりなりしが、後におひ／＼に外の娼家にも茶屋にもいで來て、細見のやりての前のところに、藝者誰外へも出し申し候など、かきたり、これよりはるか後に、大黒屋秀民といふもの、げんばんを立たり、藝者をどり子と肩書して、見せへも遊女と同じくならび居て、客をとりたる娼家もありき、そのまへは藝者といふものはさらになく、遊女の中にて三線をひき唄もうたひしことにて、多くは新造なり、三線のできる新造をあげよなどいひて、呼で彈せたることなり、これむかしよりのさまにて、中ごろよりこのならはし、いつとなくやみたり、今も見せをはる時に、すががきをひくは、三線番とて、新造の役なりといへり、伊勢の古市、越後の新潟などは、今猶遊女の中に、唄も躍もすること、むかしの手ぶりなり、歌舞もと遊女のわざなるを、上色のものは高上にかまへ、自は絃歌も弄せず、又は不得手なるもありしより、後にはせぬこと、なりしにもあるべし、